

ふうたのワンポイントレッスン

Vol.13 代理店監査におけるプロ代理店の体制（態勢）整備課題（3）
～ 個人情報や個人データの取扱管理～

体制整備の豆知識の Part7、3 回目は個人情報や個人データの取扱管理についてお届けします。

プロ代理店が改正保険業法のもとで、これからも生き残れる保険事業者(代理店)としては、改正保険業法(ルール)を遵守し、顧客本位の業務運営の原則(監督指針)に沿った、自店の体制(態勢)整備や業務運営を図らねばなりません。

弊社が実施している代理店監査において、プロ代理店の必要な体制(態勢)整備ができていく課題が主に3つあります。

1つ目は、自店の点検・チェックなど、内部監査の実施です。

2つ目は、自店の募集人や社員の目的を持った教育研修です。

3つ目は、日常業務において接する個人情報や個人データの取扱・管理です。

今回は、前回に続き、3つ目の「日常業務において接する個人情報や個人データの取扱管理」が、なぜ、できていくのか、説明したいと思います。

〈理由その1〉法令・改正内容の理解不足

平成29年5月30日に個人情報保護法が改正されましたが、保険業務の運営において何がかわって、どのように取扱い、管理しないといけないのか、個人情報を取り扱うパート・アルバイトを含む全従業員が内容を理解しているでしょうか。

また現在、店舗・事務所やホームページに明示しているプライバシーポリシーは改正内容になっているでしょうか。もし、まだなら、早急に差替える必要があります。

個人情報保護法に規定されている「個人情報」と「個人データ」の定義や違いを説明できますか。

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。（個人情報保護法第2条第1項）。また、新たにその情報だけでも特定の個人を識別できる文字、番号、記号、符号等について、「個人識別符号」という定義ができました。例えば、生体情報を変換した符号（DNA、顔、虹彩、声紋、手指の静脈、指紋・掌紋等）、公的な番号（パスポート番号、基礎年金番号、免許証番号、マイナンバー等）

「要配慮個人情報」とは、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法律・政令・規則に定められた情報です。

また「個人データ」とは、

「個人情報データベース等」（＝個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を電子計算機により検索できるように体系的に構成したもの）又はこれに準ずるものです（個人情報保護法第2条第2項）

〈理由その2〉取扱・管理の不徹底

「個人データ」のうち、事業者¹に修正、削除等の権限があるもので6ヶ月以上保有するものを「保有個人データ」といい、本人から開示請求を受けたときは、本人に対し、原則として当該保有個人データを開示しなければなりません。特に「個人データ」は安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。（個人情報保護法第20条）。

また「個人データ管理台帳」は、(1)取得・入力(2)利用・加工、(3)保管・保存(4)移送・送信(5)消去・廃棄の各段階において取扱が確認できる体制が必要です。

〈理由その3〉取扱・管理状況の確認・点検不足

毎月、自己点検と確認が実施されておらず、点検しても形式的になっているのではないですか。自己点検だけでは甘くなりがちなので、他人による点検(相互チェック)も必要です。

これから生き残れる保険代理店は、経営者が自ら経営判断できる判断材料を内部監査により把握し、代理店経営（ガバナンス）ができる事業会社しかないのです。

作成：日本代協アドバイザー 日本創倫株式会社 代表取締役（CEO） 山本 秀樹

配信：日本代協事務局